

公認心理師制度発足に伴う自治体心理専門職の役割と課題について

荒木 敏宏 (大阪府 福祉部, arakit@mbx.pref.osaka.lg.jp)

Rolls and tasks of a local government psychology profession by the establishment of certified psychologist system
Toshihiro Araki (Department of Welfare, Osaka Prefectural Government, Japan)

Abstract

Based upon 31 years of experience as a local government psychology profession in planning and progress management of psychological support and administrative measures at consulting institutions, facilities, and government agencies in the areas of child welfare, disability welfare, and elderly welfare, the author discussed the current state of psychological profession in local government agencies and future issues, taking into account the new stage of the establishment of the “certified psychologist system” which is a national qualification. As a measure to prevent child abuse, an increase of number of child psychologists at the child guidance center is expected in near future. The author examined possible effects and tasks on psychological profession with the rapid increase of psychological professions.

Key words

psychology profession, local government agencies, child psychologists, certified psychologist system, child guidance center

1. はじめに

現代社会の科学技術の発展は、我々の日常生活の様々な分野で多大なる恩恵を与えている。一方で社会や生活場面の大きな変化は、複雑化・多様化・スピード化など、我々自身の日常生活場面でのストレス要因の増加という側面ももたらした。このような社会的変化や我々を取り巻く環境の変化のなかで、心理専門職の活躍の場は、様々な組織での他の専門職との協同する場面の広がりとともに、一般社会における心理専門職の認知度も高まってきた。一方、その結果として、心理専門職の専門性や信頼性ともにその社会的な位置づけが求められることになった。昭和63年には民間資格ではあるが、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理制度が発足、その後、他の民間資格も発足しそれぞれ独自に認定することで、様々な領域で多くの心理専門職がその専門性を高めながら活躍の場を広げてきた。このように心理専門職が様々な資格や名称のもとに社会における新たな専門職としての認知度を高め、市民権を得てきたことは確かである。心理専門職の活躍の場は広がり、またその数も増大してきた。村瀬・黒木(2015)の推計では日本における心理専門職は38,000～40,000名にのぼるとされ、それとともに医療・福祉・教育・司法等の各領域において、心理専門職の国家資格化を希求する動きが結実して、平成27年9月9日に公認心理師法が成立、平成29年9月15日に施行され、わが国初の心理職の国家資格として「公認心理師」制度が発足、平成30年8月に第1回目の認定試験が実施され公認心理師が誕生した。地方自治体に所属する心理専門職のなかにも、公認心理師制度の発足に伴い、経過措置を利用して多くの職員が公認心理師資格を取得している。

2. 地方自治体（都道府県及び政令市）における心理専門職の現状と課題

2.1 地方自治体における心理専門職の配置状況

地方自治体で心理専門職が配置されている主な行政機関及び公的施設としては、福祉領域では児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、婦人相談所、児童自立支援施設、障害者支援施設等、保健医療領域では精神保健福祉センター、保健所及び(市町村)保健センター、公立病院等がある。また、自治体によっては労働行政の機関にも心理専門職を配置している。また都道府県警察の科学捜査研究所や少年補導関係、被害者支援部門などに心理専門職が配置されているところもある。各都道府県・指定都市等の地方自治体における常勤の心理専門職の配置状況等に関する網羅的な統計的資料は見当たらないが、児童相談所の児童福祉司と児童心理司の配置状況については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が平成31年4月1日現在のものを集計し公開している(表1)(厚生労働省, 2019)。

児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県(指定都市を含む)に設置義務が課されている(児童福祉法第12条、第59条の4、地方自治法第156条別表5)。また、平成16年の児童福祉法改正により、平成18年4月からは、中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に、政令で指定する市(児童相談所設置市)も、児童相談所を設置することができることとされた(児童福祉法第59条の4第1項)。児童相談所が設置されている自治体は、常勤の心理専門職を配置している地方自治体のうちの多くを網羅していると言える。児童福祉司の配置標準は、平成28年の児童福祉法改正により、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行うこととして政令に規定されており、児童心理司については児童相談所運営指針(厚生労働省, 2010)により児童福祉司2人につき1人以上を配置することとされている。このことから、

表1：児童福祉司、児童心理司の配置状況（平成31年4月1日現在）

自治体	児童福祉司配置状況			児童心理司配置状況		
	児童福祉司配置数 (31.4.1現在)	児童福祉司配置数 (30実績)	対前年増減人員	児童心理司配置数 (31.4.1現在)	児童心理司配置数 (30実績)	対前年増減人員
北海道	79	83	▲4	48	44	4
青森県	44	48	▲4	20	20	0
岩手県	43	37	6	19	17	2
宮城県	32	32	0	22	24	▲2
秋田県	22	26	▲4	14	13	1
山形県	28	26	2	9	10	▲1
福島県	47	46	1	20	20	0
茨城県	74	62	12	38	31	7
栃木県	30	39	▲9	15	15	0
群馬県	48	42	6	24	26	▲2
埼玉県	195	174	21	55	49	6
千葉県	171	144	27	99	90	9
東京都	274	266	8	134	116	18
神奈川県	117	98	19	33	33	0
新潟県	46	41	5	10	10	0
富山県	23	21	2	14	12	2
石川県	21	18	3	16	16	0
福井県	22	17	5	11	9	2
山梨県	23	23	0	12	9	3
長野県	55	51	4	23	19	4
岐阜県	55	51	4	20	21	▲1
静岡県	47	53	▲6	24	23	1
愛知県	114	135	▲21	59	50	9
三重県	57	42	15	23	22	1
滋賀県	43	40	3	20	17	3
京都府	46	38	8	25	24	1
大阪府	199	177	22	47	47	0
兵庫県	100	99	1	45	47	▲2
奈良県	31	31	0	12	11	1
和歌山県	32	30	2	11	13	▲2
鳥取県	20	19	1	11	10	1
島根県	25	25	0	19	21	▲2
岡山県	36	27	9	21	20	1
広島県	48	48	0	19	17	2
山口県	33	37	▲4	21	19	2
徳島県	25	24	1	11	10	1
香川県	35	25	10	14	11	3
愛媛県	30	34	▲4	18	15	3
高知県	29	30	▲1	12	13	▲1
福岡県	80	75	5	27	26	1
佐賀県	22	22	0	12	12	0
長崎県	32	29	3	13	13	0
熊本県	26	23	3	14	12	2
大分県	26	29	▲3	17	16	1
宮崎県	25	29	▲4	12	12	0
鹿児島県	34	37	▲3	22	16	6
沖縄県	50	49	1	13	13	0
札幌市	35	39	▲4	18	18	0
仙台市	26	23	3	18	18	0
さいたま市	49	36	13	19	14	5
千葉市	29	25	4	20	17	3
横浜市	132	109	23	27	26	1
川崎市	62	56	6	31	29	2
相模原市	30	26	4	15	13	2
新潟市	22	22	0	11	9	2
静岡市	16	17	▲1	10	8	2
浜松市	25	25	0	14	13	1
名古屋市	106	104	2	25	25	0
京都市	58	57	1	12	18	▲6
大阪市	85	92	▲7	37	31	6
堺市	41	39	2	8	8	0
神戸市	38	36	2	16	13	3
岡山市	23	22	1	11	11	0
広島市	27	27	0	15	12	3
北九州市	25	25	0	9	7	2
福岡市	31	36	▲5	23	19	4
熊本市	30	27	3	13	12	1
横須賀市	20	17	3	7	7	0
金沢市	14	14	0	5	5	0
明石市	17	0	17	8	0	8
合計	3,635	3,426	209	1,570	1,447	123

児童相談所を設置する自治体においては、児童心理司の配置数が各地方自治体の常勤の心理専門職の配置数の目安となる。自治体によりばらつきは想定されるが、心理専門職が配置されている相談機関や施設等の数や規模を考えれば、児童心理司の人数は各地方自治体の心理専門職全体の配置数の半数程度と推測される。表1は平成31年4月1日現在の全国の児童相談所設置自治体の児童福祉司と児童心理司の配置状況である(厚生労働省, 2019)。なお、計上されている児童福祉司、児童心理司の人数は共に常勤のみである。これより全国の児童相談所に配置されている児童心理司の総数は1,570名であることから、同地方自治体で常勤として雇用されている心理専門職は約3,000人程度と推計される(公立病院等では地方独立行政法人化され、非公務員化されている場合は地方自治体職員とはカウントされない。また、保健所等を設置している中核市の常勤配置の心理専門職の推計値は不明のため、この約3,000人という数値は一定の幅を含んでいるものである)。

今後の地方自治体における心理専門職の増員は、昨今の児童虐待通告数の大幅な増加と繰り返される重篤な児童虐待事案の発生による、国がこれまで実施してきた数次にわたる児童虐待防止対策によるものである。令和元年6月19日に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「市町村及び児童相談所の体制強化等」の中で、児童心理司の数は政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする(児童福祉法第12条の3第7項関係)とされ、配置基準を法律上規定するとされた。このことにより、今後、児童相談所設置自治体においては児童福祉司同様に児童心理司の配置基準が法定化され、各自治体が定める基準に基づき増員を図る義務を負うことになる。前後するが、平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定の児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)においては、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、2020年度の目標値として、児童福祉司については5,260人(2017年度実績3,240人)、児童心理司についても2,150人(2017年度実績1,360人)を配置することとしている。更に児童心理司については2024年度の配置数を2,500人としており、2024年度までに児童福祉司と児童心理司の配置比概ね2:1の状態までに増員を図るというものである。児童虐待通告件数は地方自治体によって大きく異なり、年間通告件数が1万件を超える自治体と、数百件レベルの自治体では状況は異なるし、また今後も引き続き児童虐待通告件数が現状のようなペースで増加していくのか、また児童虐待防止対策が今後どの程度の効果を奏するかなど、現時点での未確定要素はあるものの、全体的な方向性としては、児童心理司増員によって各地方自治体における常勤の心理専門職の配置数は大幅に増加することが見込まれる。

2.2 地方自治体における心理専門職の採用・任用要件等について

今後大幅増員が見込まれる地方自治体の心理専門職で

あるが、現在、地方自治体はどのように任用・採用しているのか概観する。厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の調査では平成31年4月1日現在で、全国の児童相談所に配属されている児童心理司の96%が福祉専門職枠での採用となっている(児童福祉司は77%)(厚生労働省, 2019)。

主に令和元年度もしくはその前年度に各地方自治体で実施された心理専門職の採用選考における募集要件等を、各地方自治体の採用案内が掲載されているHPもしくは募集要項からまとめたものが表2である(一部未確認の自治体もある)。この表からは、殆どの自治体において、心理専門職は採用職種を「心理職」もしくは「心理判定員」としている。前記の厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調査では児童心理司は福祉専門職採用が96%となっているが、福祉専門職である社会福祉職と同じ枠で募集・採用する自治体は少なく、心理専門職の専門性を考慮した独自枠の設定となっているところが殆どである。また受験資格としては「大学卒業程度」の要件が最も多く、更に大学もしくは大学院(同等と認められる学校を含む)で心理学を専修・専攻し卒業または修了したものを要件としているところが多い。これより、一般的には大学もしくは大学院で心理学を専攻・専修していることが心理専門職の受験資格と想定されていることが分かる。一方、臨床心理士資格や令和元年度からは公認心理師資格の所持・取得見込みを条件とする自治体も数は少ないがみられる。また、採用選考に関しては専門科目の成績のみならず、教養試験、面接(個別・集団)等の全ての成績を総合して判定されることになるが、専門科目試験に関して出題分野・領域を明示している場合、「一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学」といった表記が殆どで心理学全般からの出題となっている。領域ごとの出題数・比率を公表しているところでは、一般心理学・応用心理学の領域からの出題が多いが、全体的には特定の分野・領域・手法等に偏ることなく、心理学の基礎的な知識の習得がなされているかが問われていると言ってよいであろう。

2.3 地方自治体における心理専門職の養成・人材育成の課題

地方自治体の心理専門職は各自治体の職員として、それぞれの自治体の研修制度や人事制度に基づき、一般行政職等と共通の年次別・職階別等の研修を受けていく。地方自治体の職員は採用されると、全職種対象の全体研修を受け、それが終了すると、一般的にはOJTとして、それぞれの配属先で専門職としてのトレーニングを開始することになる。一般的には、専門業務についてのOJTについてはSV役である上級者や管理職がプログラムを構成・管理することが一般的である。また、現在は殆どの自治体において職種を問わず新規採用職員には比較的年齢の近い先輩職員がメンター役としてついて、担当業務のみならず、事務的な作業や手続き等についても丁寧に手ほどきを受けることができる。メンター制度は新規採用職員が気軽に相談できる先輩職員を職場の身近に配

表 2：児童相談所設置自治体における心理専門職採用選考の要件等

自治体	試験区分（職種）	要件	備考
北海道	社会福祉A	大学	出題分野指定
札幌市	一般事務（福祉コース）	大学	出題分野選択
青森県	心理	大学・心理専攻	必須科目指定
岩手県	心理	大学	出題分野指定
秋田県	心理判定	大学	出題分野指定
宮城県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
仙台市	心理	大学・心理専攻	
山形県	福祉心理	大学・社会福祉主事任用資格	
福島県	心理	年齢・公認心理師	
茨城県	心理	大学	出題分野指定
栃木県	心理	年齢・大卒見込み	
群馬県	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
埼玉県	心理	年齢	出題分野指定
さいたま市		年齢・臨床心理士	出題分野指定
千葉県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
千葉市	心理判定員	大学院・大卒＋判定実務2年	出題分野指定
東京都	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
神奈川県	福祉職（児童心理）	心理専攻大学・大学院、医師	出題分野指定
横浜市	心理	心理専攻・大学 or 大学院、公認心理師	
川崎市	心理	心理専攻・大学	出題分野指定
新潟県			
新潟市	心理判定員	大学 or 大学院 心理専攻	
富山県	心理	大学 or 大学院 心理専攻	
福井県	福祉・心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
山梨県	心理	大学 or 大学院 心理専攻	出題分野指定
長野県	心理	年齢	出題分野指定
岐阜県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
静岡県	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
静岡市	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
浜松市			
愛知県	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
名古屋市			
三重県			
滋賀県	判定員	臨床心理専攻・大学 or 大学院＋臨床経験2年	
京都府	心理判定員	臨床心理士	出題分野指定
京都市	心理職員	心理専攻・大学 or 大学院、実務経験1年	出題分野指定
大阪府	心理	大学 or 大学院・心理専攻	
大阪市	臨床心理	年齢	
堺市	心理	公認心理師、臨床心理士、心理専攻・大学 or 大学院のいずれか	出題分野指定
兵庫県	心理判定員	大学 or 大学院・心理専攻	出題分野指定
神戸市	心理判定員	大学・心理専攻	
明石市	児童心理司	公認心理師 or 臨床心理士＋実務経験5年	
奈良県	心理判定員	大学・心理専攻	
和歌山県	心理職員	公認心理師 or 臨床心理士	出題分野指定
鳥取県			
島根県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
岡山県	心理判定員	大学 or 大学院・心理専攻	
広島県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
広島市	心理	年齢	出題分野指定
山口県	社会福祉（心理）	年齢・大卒見込み	出題分野指定
徳島県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
香川県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
愛媛県	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
高知県	社会福祉（心理判定員）	公認心理師 or 臨床心理士 or 認定心理士	
福岡県	心理判定員	大学・心理専攻	
北九州市	心理	大学 or 大学院・心理専攻	出題分野指定
福岡市	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
佐賀県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
長崎県			
熊本県	心理判定員	大学・心理専攻	出題分野指定
熊本市	心理相談員	大学・心理専攻	出題分野指定
大分県			
宮崎県	心理	大学・心理専攻	出題分野指定
鹿児島県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定
沖縄県	心理	年齢・大卒見込み	出題分野指定

注：各都道府県・指定都市等の職員募集案内等より調査。

置することで、職場や職務によりスムーズになじむことができるだけでなく、身近なロールモデルを提供することになり、職場や職務への帰属感や目標を持ちやすくし、職場への不適応やひいては離職を防止するうえで有効である。これは心理専門職においても同様で、職場の先輩職員が良きメンターとして、ロールモデルとしての役割を発揮できれば、心理専門職の初心者として各種心理アセスメントの知識・技術、面接スキル等の手ほどきを受けながら、支援対象者やその家族等関係者との関わり方、関係機関との調整等、心理支援を行うために必要とされる様々なスキルを学ぶなかで、心理専門職としての業務への取組み姿勢やチームアプローチの重要性等、その後のキャリアを重ねていくために必要な資質を身につけることができるであろう。

多くの地方自治体においては職種を問わず採用年次や職階ごとの共通な職員研修に加え、各職種ごとの専門分野別の年次別・職階別の研修が組まれていることが多い。特に若手職員の育成では、各職場でのOJTのみならず、初任者・初級者対象の研修が組まれることが多い。この研修は参加するメンバーの知識や経験が同じようなレベルにあることを想定し、初級者が習得すべき基本的な知識やスキルの習得を目的にプログラムが構成されることから、組織として要求する標準的なレベルの知識・スキルを効率的に習得させることを可能にする。このような研修はOJTとOff-JTの両方の要素を兼ねたものと言えるが、この研修における各参加者の到達度や課題がそれぞれの職場にフィードバックされることで、職場のOJTでの課題や到達目標をより明確化したり、修正・調整することが可能となり、初級者のより効果的な育成が可能になることが考えられる。

初級者レベルを終え、更に中堅職員としてのスキルアップを図っていくうえでも、年次もしくは一定の勤務年数や職階ごとの研修や課題別の研修を体系的に編成することで、より効果的な研修テーマや課題の設定が可能となり、職階や経験年数から期待される能力が獲得されるとともに、組織としての体系的な人材育成や専門性を自覚することで、自らのキャリアパスを見据えた業務への取り組みが可能となる。

最新の知識やスキルなどの情報収集と研鑽は専門職としての資質向上に欠かせない必須のものであることを考えれば、Off-JTを有効に活用することが必要で、Off-JTとして受講する一定の外部研修をOJT同様に勤務時間内の業務として位置づけたり、その機会を各職場が保障することも必要である。このような専門性向上のための職員研修の重要性は、児童心理司の業務を規定している児童相談所運営指針（厚生労働省、2010）にも明記されており、内部の職員・外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会の積極的活用や、各種研修会・研究会・学会等への積極的参加を強く推奨している。

以上のように、児童心理司を中核とする地方自治体に属する常勤の心理専門職は、自治体職員という枠組みのなかで研修制度が一定確保されている。心理専門職とし

て、OJT・Off-JT等の研修機会を十分に活かしながら、キャリアの継続・蓄積をしていくことが専門性の向上につながることを期待される。しかし、厚生労働省子ども家庭局家庭支援課調査（厚生労働省、2019）による全国の児童心理司の勤務年数状況では5年以上の者が43%で、10年以上の者は22%となっている。以前は10年以上の者は25%前後とあまり変わらないが、5年以上の職員は50%を超えていた。自治体職員としての定期的な異動があるほか、最近の児童心理司の増員に伴う新採職員の増加により勤務年数の少ない職員の比率が増加していることが要因と考えられるが、5年から10年未満のいわゆる初級者のレベルを卒業した中堅職員の層が薄くなっていることが、児童心理司全体の専門性やその機能が十分に発揮できているか懸念されるところである。

3. 公認心理師制度と地方自治体の心理専門職

3.1 地方自治体の心理専門職と公認心理師制度の現況

公認心理師制度が発足するなかで、現時点において地方自治体で心理専門職が配属されている各機関・組織において、現任職員に対して公認心理師資格の取得推奨などの動きは特にみられないが、今後の心理専門職の採用・任用に関しては一定の影響が想定される。

行政機関における心理専門職と公認心理師の関係を考えるうえで、この間の児童虐待防止対策は特に注目すべき動きと言える。平成30年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）によって、「児童相談所運営指針の改正について」（平成30年7月20日子発0720第3号）が発出され、児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することが明記された。更に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月26日府共第98号・子発0626第1号）において、児童相談所長及び児童福祉司に任用することができる者に、併せて児童心理司の中に含まなければならない者の例示にそれぞれ公認心理師が追加された。

また「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について」、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとしてされており、令和元年9月から「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」による児童福祉司等の資質向上の具体的方策の検討が始まっており、その検討結果は児童福祉司の資格要件のみならず、児童心理司の資格や任用要件等にも影響することが推測され、一定の方向性が示された場合、結果的に地方自治体が採用する心理専門職全体の採用・任用要件にも波及することが考えられる。

また、医療分野での心理職については奥村（2019）が指摘するように、医療職が国家資格であることから、心理専門職も国家資格である公認心理師資格を要求されることが一般的になることが想定される。したがって、診療や診療報酬請求に関わらない業務の精神保健福祉センター、

保健所等における心理専門職については必ずしも公認心理師資格は要件とはならないが、地方自治体の設置運営する公立病院等の医療機関においては、心理専門職は公認心理師資格が採用・任用要件となっていくであろう。

児童相談所の児童心理司や、医療機関に配属されている心理専門職については、公認心理師資格の取得・所持が求められる可能性について今後の動向を見ていく必要がある。また都道府県のような広域自治体が採用する心理専門職は配属される職場が福祉・医療・労働等（教育・警察等が含まれる場合もあり）の複数の部局にわたり、部局内・部局間の定期的な異動もある。自治体によって異動のサイクルの年限や異動の範囲等は異なるが、4～5年サイクルで異動するのが一般的な年限と思われる。また、自治体によってはジョブローテーションという考え方から、特に若手の職員には、相談機関・入所施設・行政機関等のそれぞれの勤務経験をさせることで、自治体職員としての専門性や広範な視野を持たせようとしているところもある。心理専門職として採用されても、例えば一つの専門的領域の心理支援に特化せず、福祉分野での心理支援・対人援助のジェネラリストを期待されることも少なくない。また、心理専門職として個人・集団を対象とする心理支援や心理教育という従来の心理臨床家としての役割だけでなく、特に福祉行政の領域においては、行政組織のなかで福祉施策の企画等にも心理専門職が関わることが期待されており、専門的な心理学的知識・スキルに加え、関係法令等も含めた各種福祉制度の理解、関係機関との調整・連携・役割分担等の機能なども求められる。公認心理師制度は保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者、関係者へのアセスメントや相談・助言指導・援助を行うとともに、心の健康教育を行うものとされており、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等といった広範な領域での直接的支援や予防・心理教育などが期待されている。その点では現在の地方自治体の心理専門職が置かれた状況や期待されている役割とも一致する。社会的な状況の変化に伴い、地方自治体に要求される専門的で質の高い心理支援を提供し続けるためにも、公認心理師に求められている「心理支援の総合職」という役割は的を得たものと言える。

3.2 今後の地方自治体における公認心理師に期待されるもの

これまでの地方自治体における心理専門職は、おおよそが福祉領域に配属され、その部署で心理学に関する限られた業務に専念してきた。しかしながら、複雑化する現代社会では、これまでのような対応方法では十分とはいえない。例えば、児童虐待一つを見ても、より適切な対応や措置のためには、福祉領域のみでの知識や扱いでは困難である。緊急性を要する際には、警察の出動も避けられないし親権停止を要する場合には家庭裁判所の関与も必要となり、公認心理師が掲げている5領域の一つである司法・犯罪領域の知識が不可欠となる。子どもが

生命身体の危機に晒されている場合には、医療機関の関与は絶対であり、5領域の一つである保健医療領域が関係してくる。また、被害児童はもとよりすべての子どもに対しては、就学問題は絶対的なものであり、当該児童が籍を置く学校との連携は最も重要な事項の一つとなり、ここでも5領域の教育領域の知識が必要となる。そして、言うまでもなく児童の保護または措置に関しては児童相談所をはじめ養護施設等の福祉領域が得意とする本来業務そのものである。このように見てみると、対応すべき問題・事象は複雑化しており、これまでのように容易には理解できない状況が発生している今日では、より適切な措置や対応をするためには、昨今重視されつつある他職種連携が重要となる。同時に、そこに関わる各専門家は各人が従事する専門領域の知識のみでは不十分であり、少なくとも関係機関や他職種の専門家はどのような視点で捉えているのかを理解しておくことが重要となってくる。そこで、国家資格としての公認心理師資格を有することは、この観点においてはその必要性を担保できる手段となり得るだろう。地方自治体においても、公認心理師資格を有していることが、一層充実した業務遂行に役立つことは十分に期待できよう。ただ、今後検討せねばならない点としては、公認心理師資格を既に取得していることを採用条件に加味するのか否かという問題がある。確かに、有資格者を地方自治体においても配属することは一定の即戦力として活躍が期待できよう。しかしながら、現在の公認心理師の受験要件を考えると、指定大学院を修了するか、または指定された認定施設で2年以上業務に従事する必要がある。しかしながら、後者の認定された指定施設は現時点では5施設（機関）のみで、現実的には限られた需要にしか対応できず一般的な選択肢としては難しいと言わざるを得ない。地方自治体自身が指定施設としての認定を受けるべきかという問題が生じるわけだが、現実的には非常にハードルが高いと言わざるを得ない。一方、前者である指定大学院を修了している者のみを地方自治体が優先して採用することは、業務独占の資格ではないことなどを考慮すると慎重な検討が必要であろう。このような問題を考えると、確かに公認心理師資格を有する者の活用は効果的ではあるが、地方自治体レベルにおいてはまだまだ解決せねばならない課題があると言えよう。

引用文献

- 厚生労働省（2010）．児童相談所運営指針．
 厚生労働省（2019）．令和元年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料「児童相談所関連データ」．
 村瀬嘉代子・黒木俊秀（2015）．厚生労働科学研究事業 平成26年度「心理職の役割の明確化と育成に関する研究」総括研究報告．
 奥村茉莉子（2019）．臨床心理士と公認心理師．臨床精神医学, 48 (5), 587-592．

（受稿：2019年9月30日 受理：2019年10月24日）